最終更新日：2015年12月22日
日神不動産株式会社
代表取締役社長 佐藤　哲夫
問合せ先：総務部 日置 健 TEL:03-5360-2011
証券コード：8881
http://www.nisshinfudosan.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

1．基本的な考え方
当社グループは、企画・施工・管理までを行う総合不動産業として、「世の人々に喜びと満足のある豊かな住文化を提供し、社会に貢献すること」を使命としております。
この使命を達成するために、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を十分に踏まえ、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築して企業価値の向上・事業収益の最大化を経営の方針としております。
当社グループは、この方針に基づき以下に掲げる点に重きを置いて取り組んでおります。
1）経営の効率性、透明性並びに健全性の確保
2）適正かつ迅速な意思決定・業務執行
3）適時適切な情報開示や株主・投資家の皆様との積極的な対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社は、現在のところ議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。
将来的には、株主構成を考慮して議決権電子行使プラットフォームを利用することや招集通知の英訳を進めること等を引き続き検討してまいります。

【補充原則3－1－2】
当社は、現在のところ英語での情報開示・提供は行っておりません。海外投資家等の比率も踏まえ、英語での情報の開示・提供を進めることを引き続き検討してまいります。

【補充原則4－1－2】
当社は、中期経営計画は定めておりませんが、40周年の歴史を基礎として「NISSHIN　NEXT　STAGE」をキャッチフレーズに、総合不動産業としての地位を確立し、拡大を目指すことを長期ビジョンとして掲げ、株主・投資家の皆様に共通認識いただくよう努めております。
毎期の目標額につきましては期初に開示しており、進捗状況についても定期的に開示をしております。中期経営計画を策定することの必要性につきましては十分に認識しており、長期的な視点・戦略を見失うことがないように気を付け、策定することを検討してまいります。

【原則4－2．取締役会の役割・責務（2）】
当社では、会社の活性化・持続的な成長には経営陣幹部によるリスクを伴う提案活動は不可欠なものと認識しております。提案された事項については、取締役会で十分な審議・検討を行い、決定した内容については担当分野の取締役等が中心となり、執行しております。
また、役員の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮しつつ、提案事項の業績への貢献度を加味して決定しております。

【補充原則4－2－1】
当社の役員報酬の決定につきましては、業績拡大とそれに伴う企業価値向上に対する貢献度に応じて決定しております。具体的な報酬額の決定に際しては、同業他社の報酬額を参考とし、また当社の業績を勘案した上で、各取締役の貢献度に応じた額としております。
今後は、長期的な業績と連動する報酬についても議論し、自社株報酬を付与することも検討してまいります。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、営業・開発・財務経理・主要グループ会社等の各分野の豊富な知識と経験を有する者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。
また、当社の監査役には、公認会計士、税理士が含まれており、財務・会計に関する豊富な知識を有しております。
取締役会の実効性評価につきましては、評価の目的を明確にし「現状課題の洗い出しと解決」「持続的成長・企業価値の向上」を重点に置いた評価システムの作成を検討してまいります。公正かつ透明な評価を実施することにより、取締役会の機能向上に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
業務提携、取引の維持強化等、事業活動上の必要性及び発行会社の株価動向を勘案し、合理性があると認められる場合に限り、上場株式を政策保有します。
政策保有株の議決権行使につきましては、発行会社の企業価値向上に資する提案であるかどうか、また、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで議案への賛否を判断することとしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、取締役が行う競業取引及び利益相反取引については、法令及び「取締役会規程」に基づき取締役会での審議・決議を要することとしております。また、主要株主が当社と取引を行う場合、必要に応じて取締役会が報告を受け、株主共同の利益等を害することのないよう監視を行うこととしております。なお、取引条件については、第三者との取引と同様の条件で決定することとしております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（1）当社は、ホームページにおいて企業理念及び代表挨拶を掲載しております。また、総合不動産業として、企画から施工・管理までトータルに提供できる体制や品質管理についてを「当社の強み」として掲載し、更に創業40周年の歩みを「40周年記念サイト」にて紹介しております。

(2)コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
(3)取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役個人の業績評価・貢献度に基づき、外部取締役の助言・意見を参考にして決定しております。監査役の報酬につきましては、監査役会の協議により決定しております。
(4)経営幹部の選任は、取締役より推薦された候補者につきまして、取締役会にて審議し決定しております。取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、当社の経営を適切に遂行する能力を有する者であることを指名の基準とし、選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。
(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知書にて開示しております。
社外取締役、社外監査役候補者以外の取締役、監査役については、個々の選任・指名の理由を開示していないため、今後は、株主総会招集通知にて記載することといたします。

【補充原則4－1－1】
当社は、経営の意思決定としての取締役会については「取締役会規程」にて決議すべき事項を定め、「役員会規程」にて業務執行方針について協議すると定めております。
取締役会は、法令及び定款に定められた事項及び当社及びグループ会社の重要事項を決定しております。役員会議は、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議することで、執行の意思決定及び経営の迅速化を図っております。役員会議の結果は、各取締役・監査役に報告され適切な施策の決定や問題に対処する仕組みとしております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
社外取締役は1名でありますが、豊富な経験および高い見識をもとに、取締役会にて独立かつ客観的な観点での意見や質疑により、独立社外取締役としての責務を果たしております。
今後の経営環境の変化を見据え、社外取締役を増員することを検討しており、候補者の選任を進めてまいります。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準の規定及び当社独自の独立性判断基準を遵守し、取締役会にて審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。独立社外取締役は、客観的な視点より、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物であります。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役は、営業・開発・財務経理・主要グループ企業から業務に精通し、知識・経験豊かな人材をバランスよく選任することを基本的な考え方としております。
多様性や規模に関しての考え方は定めておりませんが、候補者の選任については、年齢及び性別等を問わず、会社が持続的に成長するための企業経営に必要および貢献できる人材としております。

【補充原則4－11－2】
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。
社外監査役2名全員は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。また、常勤監査役は他の上場会社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4－11－3】
当社では、社外取締役及び監査役の意見に基づき取締役会の実効性について審議を行い、運営方法の改善等を行ってきております。それにより、経営上の重要な事項の決定・承認と業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保されていると判断しております。結果の概要に係る開示内容については、今後の検討課題として認識しております。

【補充原則4－14－2】
取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たしていくうえで重要なコーポレートガバナンス等の知識・情報を取得し、的確な経営判断を下せるよう、自ら必要な研修・セミナーへ参加して自己研鑽を積むことを費用面も含め支援しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
(1)株主・投資家との対話につきましては、総務部企画課が担当窓口として対応し、IR担当取締役が統括しております。株主からの電話等での問い合わせ、面談申込みに対しましては、可能な限り対応しております。
(2)株主との建設的な対話を通して当社の経営戦略・経営計画の理解を得るため、総務・コンプライアンス等の関連部門が連携して対応しております。
(3)対話において把握した株主や投資家の意見などは、必要に応じて、経営陣および関係部門にフィードバックし情報の共有・活用を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エヌディファクター株式会社	11,845,000	25.23
神　山　和　郎	6,066,880	12.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,075,000	6.55
ビービーエイチ　フイデリテイ　ピユーリタン　フイデリテイ　シリーズ　イントリンシツク　オポチユニテイズ　フアンド	2,600,000	5.54
シーエムビーエル，エスエー　リ．ミューチャル　ファンド	2,283,500	4.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,391,100	2.96
日神不動産社員持株会	1,237,234	2.64
BNP PARIBAS　SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	1,006,300	2.14

CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	999,500	2.13
ゴールドマンサックスインターナショナル	612,398	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記の大株主の状況は平成27年9月30日現在のものであります。
2. 平成27年11月27日に神山和郎氏から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成27年11月19日現在で、神山和郎氏及びエヌディファクター株式会社が以下のとおりの株式を所有している旨の報告を受けております。
神山和郎
所有株式数:1,406,880株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:3.00%
エヌディファクター株式会社
所有株式数:16,505,000株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:35.15%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青島由雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青島由雄	○	――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を元に、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人からは、会計監査に関するアドバイスを受けるとともに、随時、意見交換を行っております。
監査室とは随時意見交換を行い、監査室の定期的な内部監査の内、特に重要な場合に立ち会っております。更に、特定のテーマにおける臨時の内部監査には全て立ち会っており、問題点の把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
仲野滋夫	税理士													
小島徹也	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲野滋夫		―――	会計・税務の面から取締役の妥当性について監督していただくため選任しております。
小島徹也	○	―――	社外監査役としては、会計・税務の面から取締役の業務執行の妥当性について監督していただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の人数が少なく、業務所管領域の重なりも少ないことから、業績連動型の報酬制度はなじみにくいため

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第41期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
取締役に支払った報酬額・・・168,966千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に関しては、業績拡大とそれに伴う企業価値向上に対する貢献に応じ決定しております。具体的な報酬額の決定に際しては、同業他社の報酬額を参考とし、また当社の業績を勘案した上で、各取締役の貢献度に応じた額としております

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための従業員を置くこととしております。
社外取締役（社外監査役）付きの使用人は、専任でかつ社外取締役（社外監査役）の求める業務知識を有する者とし、社外取締役（社外監査役）の指示に従いその業務を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役設置会社であり、迅速・正確・継続的な意思決定が、経営における基本をなし、株主の皆様の信任に応えることとなるとの考え方に基づき、経営組織を構築しております。また、連結経営の重要性に鑑み、グループ全体としての管理体制の強化を図っていく所存であります。

グループ全体の統括として、通常の取締役会及び監査役会に加え、連結子会社の代表取締役も出席する役員会を毎月開催しております。
また、コンプライアンス全体を統括する組織として、内部統制委員会を設置し、連結子会社の取締役を加えることにより、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のように、さまざまな施策を実施することで絶えずガバナンス体制の向上を図っております。
今後も、ガバナンス体制の向上を、重要な経営課題と位置づけ、継続した検討を加えて、より一層のガバナンス体制を構築する所存です。
現在のところ、監査役設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月24日開催の株主総会では、法定期日の3営業日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月24日に開催しました。
その他	報告事項の報告において、静止画（パワーポイント）を活用することにより、株主にわかりやすい総会を目指しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本方針を策定し、ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料（ニュースリリース）、決算短信、財務ハイライト、ビジネスレポート	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部長 日置健	
その他	投資家向けニュースの発信（不定期）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基本方針を策定し、ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)定例の「取締役会」を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
(2)平成12年11月に執行役員制度を導入し、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、業務執行に関する権限と責任を明確にして部門経営の強化を図り、迅速な意思決定と業務遂行を実現しており、これを継続する。
(3)当社の取締役と監査役に加え執行役員及び連結子会社の代表取締役も出席する「役員会」を毎月開催し、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」において各部門の執行役員、グループ各社の代表取締役に示し、浸透を図る。
(4)「役員会」の席上、各部門及びグループ各社は、年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

2. 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)コンプライアンス全体を統轄する組織として、「内部統制委員会」を設置する。
(2)同委員会は、関連子会社の取締役を含み、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上と従業員等への浸透を図る。
(3)独立した内部通報ルートを設け、情報の伝達を容易にするとともに、「内部統制委員会」による迅速な対応を可能としている。
(4)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、警察及び関連機関と提携し、断固とした姿勢で臨み一切関係を持たない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)代表取締役に直属する部署として監査室を設置しており、全ての部署を年に1回監査する定期監査と、テーマ毎に全ての部署を監査する特別監査を実施し、業務状況を調査し、問題点の把握、改善点の指摘を行う。
(2)社内外で発生する様々な危険に対応するため、危機管理委員会に各子会社の担当責任者(取締役)を加えた「日神グループ危機管理委員会」を設置している。同委員会は、緊急時に該当する部署の担当者を招集し、「危機管理対策会議」を開催でき、この会議において対応方針及び統一見解の決定を行う。具体的には、原因究明、コールセンターの設置、再発防止策の策定、情報開示等を行う。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行に係る以下の情報及び文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む)の運用を実施する。
(2) 必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
株主総会議事録及びその関連資料
取締役会議事録及びその関連資料
役員会議事録及びその関連資料
取締役の意思決定に関する書類及びその関連書類
その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための従業員を置く。
(2)監査役付きの使用人は、専任でかつ監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役付きの使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役に事前に同意を得る。
(2)監査役付きの使用人の人事考課は常勤監査役が行う。

7. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
(2)当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス違反の事実を発見したときは、監査役に報告するとともに、「内部統制委員会」に報告する。
(3)監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
(4)常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握するため、「取締役会」のほか、「役員会」など重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重要な事実の有無等、業務状況を調査する。
(5)監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
(6)監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合には直ちにこれを支払う。

8. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」において記載したとおり、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」においてグループ各社の取締役に示し浸透を図る。さらに「役員会」の席上、グループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。
(2)子会社を含む内部統制関連役員を「内部統制委員会」のメンバーとし、同委員会がグループ全体のコンプライアンスを推進する体制とする。
(3)当社の監査室において、当社の各部署と同様に、国内全てのグループ会社の監査を年1回行う。さらに、テーマ毎に行う特別監査も当社監査と同様に行う。
(4)当社の経理、財務を所管する取締役が、グループ各社の経理、財務の内容を基本的に日々確認し、業務の適正の確保に努めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針
日神不動産グループは、コンプライアンスを経営の重要課題と認識し、その一環として、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為や利益供与を行わないこと、及び反社会的勢力に加担しないことを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況
1 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
本社総務部を対応統括部署とし、連結グループ各社から不当要求防止責任者を選任し、グループ各社に配置しております。

2 外部の専門機関との連携状況
社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、反社会的勢力排除活動に参加しております。
更に、暴力団追放運動推進センター、所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連絡を密にし、たえず連携しております。

3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
上記の専門機関や地元企業と連携し、情報収集に努め、管理しております。

4 対応マニュアルの整備及び研修活動の実施状況
専門機関発行の対応マニュアル等を準用し、グループ各社の管理職に配布しております。
また、専門機関による講習会や教育用ビデオ等を利用して研修を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

(1)模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりです。

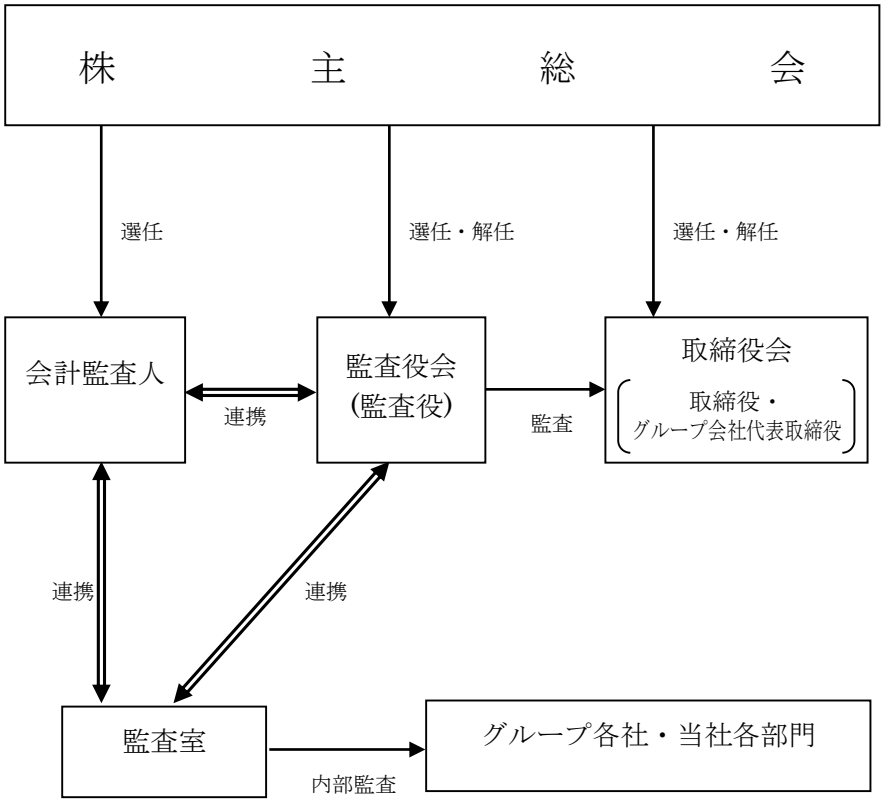

(2)適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは以下の通りです。

